

帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖母、父、母及び子2名の5名）について、避難後に認知症を発症した申立人祖母（申立人父の母）及び申立外祖母（申立人母の母）をそれぞれ介護しながらの避難であったこと、申立人子2名が避難中に体調不良等となり不登校となったこと、原発事故当初の平成23年4月半ば頃まで、入院先の病院から申立外亡祖父の避難先が不明となって探さなければならなかったこと等を考慮して日常生活阻害慰謝料の増額が認められたほか、申立人父及び母の就労不能損害として、申立人祖母及び申立外祖母の介護に従事せざるを得なかったこと等を理由に平成27年3月分から平成28年2月分まではそれぞれの減収分の10割が、同年3月分から同年12月分まではデイサービスが一週間当たり2回程度利用できるようになったこと等を踏まえてそれぞれの減収分の5割が、平成29年1月分から同年12月分まではデイサービスが隔日で利用できるようになったこと等を踏まえてそれぞれの減収分の2割5分の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、申立人X2、申立人X3、申立人X4及び申立人X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として、金1283万2180円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年11月2日

（仲介委員 戸嶋 洋一）

和解契約書別紙

令和〇年(東)第〇号

損害項目	期 間	対象者	和解金額	備考
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料増額、 要介護者・介護者増額)	平成 23 年 3 月 11 日 ～平成 29 年 5 月 31 日	X1 X2 X3 X4 X5	3,410,000	平成 23 年 3 月～4 月:10 万円×2 ヶ月 平成 23 年 5 月～8 月:8 万円×4 ヶ月 平成 23 年 9 月～平成 26 年 8 月:6 万円×36 ヶ月 平成 26 年 9 月～平成 27 年 8 月:3 万円×12 ヶ月 平成 27 年 9 月～平成 28 年 12 月:2 万円×16 ヶ月 平成 29 年 1 月～平成 29 年 5 月:1 万円×5 ヶ月
生命身体的損害 (通院慰謝料増額及び通院交 通費)	平成 23 年 7 月 1 日 ～平成 26 年 5 月 31 日	X1	283,600	通院慰謝料:278,600 円(対象期間の通院 56 日につき、1 日 1 万円の通院慰謝料 を認め、既払金を控除) 通院交通費:5,000 円(平成 23 年 9 月 21 日分)
就労不能損害	平成 27 年 3 月 1 日 ～平成 29 年 12 月 31 日	X1	7,933,980	平成 27 年 3 月～平成 28 年 2 月:月額 396,699 円×12 ヶ月 平成 28 年 3 月～平成 28 年 12 月:月額 396,699 円×10 ヶ月×0.5 平成 29 年 1 月～平成 29 年 12 月:月額 396,699 円×12 ヶ月×0.25
就労不能損害	平成 27 年 3 月 1 日 ～平成 29 年 12 月 31 日	X2	1,204,600	平成 27 年 3 月～平成 28 年 2 月:月額 60,230 円×12 ヶ月 平成 28 年 3 月～平成 28 年 12 月:月額 60,230 円×10 ヶ月×0.5 平成 29 年 1 月～平成 29 年 12 月:月額 60,230 円×12 ヶ月×0.25
合 計			12,832,180	